

公 告 書

公告 第 390 号
令和 8 年 3 月 3 日

組合規約の一部変更について

令和 8 年 4 月 1 日から当健康保険組合の規約を以下のとおり変更する。

サンデン健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

1. 規約第 45 条中、保険料の後に「額」、調整保険料の後に「額」を加え、「一般保険料額」を「一般保険料等額」に改める。
2. 規約第 48 条中、第 3 項を新設する。
 - 3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 納付金
 - (2) 還付金
3. 規約第 49 条中、第 2 項「介護納付金」の後に「及び子ども・子育て支援納付 金」を加える。

附 則

この規約の変更は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

サンデン健康保険組合

理事長 大月 孝宏



新旧条文対照表

新条文	旧条文
<p>第1条～第44条（略）</p> <p>（保険料額及び調整保険料額の負担割合）</p> <p>第45条 一般保険料等額、介護保険料額及び調整保険料額の負担割合は、事業主と被保険者折半とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第46条～第47条（略）</p> <p>（予備費の費途）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）納付金</u></p> <p><u>（2）還付金</u></p> <p>（準備金の保有方法）</p> <p>第49条 （略）</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係わる準備金は、原則として前項第1号の方法により保有しなければならない。</p> <p>第50条～第68条（略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第44条（略）</p> <p>（保険料及び調整保険料の負担割合）</p> <p>第45条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の負担割合は、事業主と被保険者折半とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第46条～第47条（略）</p> <p>（予備費の費途）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新設</p> <p>（準備金の保有方法）</p> <p>第49条 （略）</p> <p>2 介護納付金に係わる準備金は、原則として前項第1号の方法により保有しなければならない。</p> <p>第50条～第68条（略）</p>